

## 11 地震・風水害対策等の推進について

本年9月に関東地方を直撃した台風第15号では、暴風により発生した広域な停電が長期化するなど住民生活に大きな影響を与えた。

また、10月12日から13日にかけて強い勢力を維持して上陸した台風第19号は、関東地方を中心に13都県で大雨特別警報が出され、記録的な大雨となり、複数の河川が氾濫するなど各地で甚大な被害が出ている。

東日本大震災後も我が国は様々な災害に見舞われており、地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靱化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策や風水害対策等を推進していくことが必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### 1 地域の国土強靱化の取組への支援

国土の強靱化を確実に進めていくため、地域の実情に応じた国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、3か年緊急対策後においても引き続き、財政上の支援措置を講ずるとともに、大規模自然災害発生時の首都機能維持のためのバックアップ体制の強化を進めること。

また、防災・減災機能を充実させながら、「沿岸・都市部」と「内陸・高台部」の資源を生かし、産業の創出・基盤整備を行い、安全・安心で魅力ある地域づくりを実現するための規制緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

## 2 地震・津波対策の充実・強化

- (1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」に基づく事前避難等の防災対応を実施するに当たり、実効性を担保するための法制度の整備及び財政上の支援措置等を講じること。

南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のもと適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体の実施する啓発に対して支援を行うこと。

- (2) 防潮堤・海岸防災林の整備や大規模建築物の耐震化などのハード対策、消防団等の地域防災力充実強化や災害対策用資機材の整備などのソフト対策、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。

- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。

- (4) 災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切な指導を行うとともに、地方公共団体や事業者等における非常用電源の確保や無電柱化の推進などの支援策の充実を図ること。

また、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を普及し、災害時も停電のないくらしを実現するため、太陽光発電・蓄電池システムの価格低減を促す取組や外部への電源供給が可能な自動車の活用などを推進すること。

- (5) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦体制の導入、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を行うこと。また、ヘリコプターの操縦士を安定的に確保・養成できる

よう、防衛省をはじめ関係省庁と連携を強化し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。

加えて、大規模災害時の広域航空応援など多くの機体が参集、活動する場面で、機体相互の認識向上、航空管制の円滑化に資するよう、登録記号に「都道府県番号」を使用した体系的な付番基準を示すなど消防防災ヘリコプターの機体の識別が容易となる方策について検討すること。

- (6) 令和2年3月31日に期限が切れる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）」を延長すること。

### 3 災害時における物流体制の充実・強化

発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。

### 4 避難所運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を講じること。
- (2) 障害者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材・物資の整備等に係る財政上の支援策及び福祉人材の派遣などの支援に係る制度上の整備を講じること。
- (3) 増加する外国人へ対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の多言語による発信や災害時の避難所における通訳

の確保や食文化への配慮等について財政面も含めて地方公共団体が進める災害時の外国人支援の取組への支援策を講じること。

## 5 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。

## 6 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象を半壊まで拡大するとともに、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。
- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。
- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入及び運用のための技術支援及び財政支援を行うこと。

## 7 風水害対策の充実・強化

- (1) 豪雨の激化や台風の大型化に対して、地方公共団体が実施する河川、下水道、海岸、砂防及び治山など総合的な風水害対策を推進するため、施設整備・改築及び荒廃森林の整備などのハード対

策や、ハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、土砂災害と洪水氾濫、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

- (2) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生恐れがある場合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。

また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、防災上の適切な指導を行うこと。

- (3) 市町村からの避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示などの避難情報について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図ること。

## 8 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 火山噴火の予兆現象を的確に把握するため、常時観測火山における観測体制の充実・強化を図るとともに、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。また、国からの火山関連情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じること。

- (2) 火山研究人材の育成と確保を推進すること。

- (3) 避難計画の策定にあたっては、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を行うなど、計画完成までの継続的な支援を実施すること。

- (4) 噴火による広域かつ甚大な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画を作成すること。

また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力

などインフラへの甚大な影響が生じることが想定されるため、大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応策を早期に進めること。

- (5) 住民や登山者等の生命を守るため、地方公共団体や民間が行う通信環境及び避難施設・避難路の整備、ハザードマップの作成、避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、技術的・財政的な支援の充実を図ること。

また、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。

- (6) 以上の火山噴火対策について、国や地方公共団体、公共機関等の役割分担を明確にしつつ、計画的に事前対策を実施できるよう、火山噴火対策に関する法制度の充実を図ること。

## 9 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規制基準については、徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、最新の知見を、適切に規制基準に反映するとともに、新規制基準への適合性に係る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。
- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公

共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避について、長期に亘る場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。

- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、PAZの内外にかかわらず必要な支援を行うこと。なお、配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行い、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に示すこと。

- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害

対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。

- (8) 上記(1)～(7)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう、最大限の努力をすること。